

事務事業分析シート

No1

事務事業名	障害者紙おむつ購入助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	増田 美千穂	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（18-28-40-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 2 年度		根拠法令等	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)			計画区分	計画 (非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援[10-01]				
目的	重度の心身障害者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。					
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。補装具おむつ受給者および生保受給者は対象外となる。					
内容	受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者 （紙おむつ購入券）・区は「紙おむつ購入券」を交付し、利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替える。区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。但し利用者は1割を業者に支払う。 （おむつ代助成）・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円とする。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。					
経過	平成 4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた） 平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入 平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付 平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止					
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。					
実施方法	(直営) (一部委託) 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払 【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合(86事業者) 荒川区介護福祉サービス事業者組合(6事業者)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		150,070	14,273	12,794	11,783	12,547	12,992	14,490
①決算額（18年度は見込み）		12,446	11,703	10,850	11,621	12,547	12,992	14,490
②人件費							1,240	
【事務分担量】（％）							18	
合計（①+②）		12,446	11,703	10,850	11,621	12,547	14,232	14,490
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		12,446	11,703	10,850	11,621	12,547	14,232	14,490
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	おむつ購入券使用枚数	4,569	4,531	4,617	5,292	5,932	5,932	5,440
	おむつ購入券対象者延数	1,167	1,193	1,247	1,348	1,530	1,599	1,360
	おむつ代助成対象者延件数	479	400	279	238	250	277	250

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	おむつ購入券	10,438	おむつ購入券	10,678	おむつ購入券	12,240
		おむつ代助成	2,109	おむつ代助成	2,314	おむつ代助成	2,250

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	購入券対象者数		135	152	150	—	—
	② おむつ代助成対象者数		25	34	40	—	—
	③ —		—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 21 区 未実施 1 区） 未実施区：江戸川区 現物等給付 19区 現金助成 11区 購入券等給付 1区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	伊丹 延枝	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	住宅設備改善給付事業費（18-28-60-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度		根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱および同要領			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内（都基準内）（区独自基準）			計画区分	計画（非計画）		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者居宅サービスの支援					
目的	在宅の重度身体障害者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障害者の自立を高め、介護者を支援する。						
対象者等	区内に居住する重度の身体障害者（児）で、給付種目により対象者は異なる。ただし、介護保険対象者は介護保険対象外種目のみ対象となる。 平成16年度 児童 0件 成人 10件 平成17年度 児童 2件 成人 17件						
内容	・ 利用者が区へ相談、申請→区は訪問調査、施行業者へ見積依頼、給付決定→業者が改善工事を施行→利用者は区へ完成届→区は履行確認→利用者は業者へ自己負担分を支払→業者は公費負担分を区へ請求、受領。）						
経過	- 平成5年度 限度額を都基準に上乗せして実施。 - 平成12年度 介護保険制度で「自立」と判定された65歳以上の者については、原則高齢者施策で対応するが、一部、高齢者施策にない品目（屋内移動設備）について、障害者施策で対応。限度額を都基準に合わせて実施。国基準小規模改造200,000円/回を追加（対象者：下肢・体幹3級の者及び上肢2級以上の者） - 平成14年度 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修が、中規模改修となる。 - 平成17年度 高福課の「階段昇降機」廃止により、同機については、65歳以上の障害者も障福課で対応する。						
必要性	障害者本人の自立ならびに介護者の負担軽減に寄与している。						
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） 常勤 非常勤 臨時職員						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		17,059	10,932	10,701	11,299	6,805	14,701	15,741
①決算額（18年度は見込み）		10,107	2,274	6,444	10,529	4,700	10,302	15,741
②人件費							862	
【事務分担量】（%）							10	
合計（①+②）		10,107	2,274	6,444	10,529	4,700	11,164	15,741
国（特定財源）								
都（特定財源）		710	818	1,504	703	460	1,251	945
その他（特定財源）								
一般財源		9,397	1,456	4,940	9,826	4,240	9,913	14,796
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	小規模改修			6	4	5	9	7
	中規模改修			6	5	3	5	6
	階段昇降機（直線） * 区単種			1	3	1	1	7
	階段昇降機（曲線） * 区単種			1	1	1	3	4

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	小規模改修	921	小規模改修	1,618	小規模改修	1,250
		中規模改修	1,756	中規模改修	2,270	中規模改修	2,859
		階段昇降機（直	540	階段昇降機（直	4,431	階段昇降機（直	4,550
		階段昇降機（曲	1,483	階段昇降機（曲	669	階段昇降機（曲	5,916
		屋内移動設備（一式）	0	屋内移動設備（一式）	1,314	屋内移動設備（一式）	1,166

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	決定件数・児童分		0件	2件	2件	—	—
	決定件数・成人分		10件	17件	23件	—	—
	—		—	—	—	—	—

問題点・課題	介護保険制度との整合性 （介護保険は10%の自己負担に対し、障害者施策は所得税基準）					
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 上乗せ実施 14 区（千代田・中央・港・新宿・台東・墨田・品川・大田・渋谷・杉並・豊島・板橋・江戸川・荒川）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	障害者自立支援法の動向を確認しつつ、必要に応じ、種目等の加算を検討する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	増田 美千穂	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	寝具乾燥消毒事業（18-28-80-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠法令等	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 非計画		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援[10-01]				
目的	寝たきり状態にある65歳未満の重度心身障害者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。					
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。所得制限なし。					
内容	【実施方法】 ①利用者は区に対し申請する。 ②区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。 ③委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） ④寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。 【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回（1回の単価 867円） ・寝具水洗い … 年間1回 （1回の単価6,563円）					
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止					
必要性	寝たきり状態にある重度心身障害者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。					
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】 アサヒサンクリーン（株）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	353	261	204	197	183	173	217
	①決算額（18年度は見込み）	191	172	198	115	183	134	217
	②人件費						292	
	【事務分担量】（％）						7	
	合計（①＋②）	191	172	198	115	183	426	217
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	191	172	198	115	183	426	217	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	乾燥実施回数	125	108	113	109	174	132	169
	水洗実施回数	9	9	12	11	11	8	11

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	寝具乾燥消毒	112	寝具乾燥消毒	84	寝具乾燥消毒	148
		寝具洗濯	71	寝具洗濯	50	寝具洗濯	69

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
① 登録者数	登録者数	13	11	13	—	—
	実施回数(消毒乾燥)	174	132	169	—	—
	実施回数(水洗い)	11	8	11	—	—

問題点・課題	・福祉高齢者課実施事業との整合性,当事業対象者が65歳に到達した場合、福祉高齢者課事業に移行するが、福祉高齢者課事業は要介護等の要件があり、対象外となる場合がある。					
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区)					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会 (要旨) 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	補装具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	小幡 順一	内線	2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	補装具給付事業費 （18-32-33-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 24 年度		根拠	身体障害者福祉法第20条	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	児童福祉法第21条の6	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 (非計画)	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり			
	施策	障害者居宅サービスの支援			
目的	身体障害者（児）の失われた機能を補うため、その障害部位に応じた補装具を交付又は修理し、障害者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者 平成17年度交付・修理決定件数 3,004件				
内容	身体障害者（児）からの補装具の申請に基づき、補聴器、車椅子、その他厚生労働大臣の定めた補装具を交付、もしくは修理を行う。補装具の製作・修理は業者に委託する。 【補装具の種類】 ・視覚障害者 … 盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器 ・聴覚障害者 … 補聴器 ・音声・言語機能障害者 … 人工喉頭 ・膀胱・直腸機能障害者 … ストマ用装具 ・肢体不自由者 … 義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、収尿器、歩行補助杖等 【利用者負担】本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき利用者負担を算定 【障害者自立支援法による改正】平成18年10月以降 補装具の交付・修理の支給であった制度を補装具費の支給に変更し、交付又は修理にかかった費用の支給制度となる。				
経過	平成12年10月 脳性麻痺等について、ストマ用装具として紙おむつの交付が可能となる 平成15年 4月 荒川区身体障害者等補装具交付（修理）自己負担金助成要綱廃止 （影響人数延べ520名、影響額約462万円）廃止による歳出削減 平成18年 1月 自己負担基準額表B階層（住民税非課税世帯）を0円→1,100円 ストマ用紙おむつについて基準額改定20,497円→12,000円 平成18年10月 障害者自立支援法第76条（補装具費の支給）に移行				
必要性	身体障害者福祉法及び児童福祉法に規定されており、平成18年10月以降も障害者自立支援法に規定され、障害により失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	(直営) (一部委託) 全部委託) (直営の場合) (常勤) 非常勤 臨時職員) 【交付決定・支払】直営 【補装具製作・修理】業者委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	51,277	48,957	54,309	51,644	54,050	56,147	56,441
	①決算額（18年度は見込み）	46,652	45,567	54,032	51,022	53,647	56,146	56,441
	②人件費						948	
	【事務分担量】（％）						11	
	合計（①＋②）	46,652	45,567	54,032	51,022	53,647	57,094	56,441
	国（特定財源）	18,665	18,756	24,911	26,250	29,274	28,102	28,220
	都（特定財源）							7,055
	その他（特定財源）							
一般財源	27,987	26,811	29,121	24,772	24,373	28,992	21,166	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	交付件数	1,788	1,746	2,228	2,482	2,681	2,785	2,938
	修理件数	187	246	316	261	316	219	277

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	40,268	成人分	39,167	成人分	41,447
		児童分	13,379	児童分	16,979	児童分	14,994

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	補装具交付件数	2,681件	2,785件	2,938件	—	補装具の交付件数
	② 補装具修理件数	316件	219件	277件	—	補装具の修理件数
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・ 障害者自立支援法により、補装具の現物給付制度から補装具費の支給制度となり、事業者の代理請求・代理受領が発生するため、対象者及び事業者への周知が必要となる。 ・ 平成18年10月より補装具給付事業から日常生活用具給付事業に移行する種目についての基準額等の検討が必要である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	移行種目について、現行の基準額等を踏襲する。	移行対象者についての混乱を防ぐことが出来る。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	福祉電話事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	増田美千穂	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	福祉電話事業費（18-36-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 57 年度		根拠	荒川区重度身体障害者（児）日常生活用具給付等要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区重度身体障害者（児）家庭電話等利用助成実施要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>			計画区分	計画 <u>（非計画）</u>		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]					
	施策	障害者居宅サービスの支援[10-01]					
目的	難聴又は外出困難な重度身体障害者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。						
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の難聴者又は外出困難な者を有する世帯。						
内容	（実施方法） （1）自己所有の電話機 ① 利用者は区に申請する。 ② 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。（年1回利用者からNTTから届いた請求書等の写しを提出してもらう。） ③ 助成限度内の料金のみを口座振替により、助成する。 （2）貸与の電話機 ① 利用者は区に申請する。 ② 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③ 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に納付書を作成し、利用者に請求する。 ※助成限度額 回線使用料 1,750円（回線使用料平成16年度途中から1,700円に額改定） （1月あたり） 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 基本料 2,141円（消費税込）上記にかかる消費税5% （限度額を超えた分は自己負担となる。）						
経過	昭和57年4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年4月 通話料助成廃止						
必要性	外出困難な重度身体障害者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成をすることにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障害者にとって必要性が高い。						
実施方法	（<u>直営</u>） 一部委託 全部委託 （ 直営の場合 <u>（常勤）</u> <u>（非常勤）</u> 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	2,221	2,175	1,814	1,840	1,704	1,521	1,991
①決算額（18年度は見込み）	1,864	1,880	1,627	1,417	1,228	1,128	1,991
②人件費						649	
【事務分担量】（%）						22	
合計（①+②）	1,864	1,880	1,627	1,417	1,228	1,777	1,991
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	1,864	1,880	1,627	1,417	1,228	1,777	1,991
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
電話助成世帯数（貸与）	22	20	19	19	15	15	23
電話助成世帯数（自己所有）	41	41	42	36	36	31	54

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	12役務費	貸与分	462	貸与分	433	貸与分（障害者）	436
						貸与分（高齢者）	201
	19負担金補助及び交付金	自己所有分	766	自己所有	695	自己所有（障害者）	828
						自己所有（高齢者）	526

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	助成世帯数（貸与）		15	15	23	—	—
	助成世帯数（自己所有）		36	31	54	—	—
	—		—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	伊丹 延枝	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	緊急通報システム事業費（18-40-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 3 年度		根拠法令等	荒川区重度身体障害者緊急通報システム運営要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 (都基準内)		区独自基準	計画区分	計画	(非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者居宅サービスの支援					
目的	ひとり暮らし等の重度身体障害者に対して電話回線を利用し、東京都消防庁への緊急通報をする機器を貸与する。更に、自動通報システムの火災報知器等の設置費用を補助することで、生活の安全を確保し、もって在宅の身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)						
内容	ひとり暮らし等の重度身体障害者に緊急通報機器を貸与する。実際の運用は地域の協力員（1人の障害者に対して、原則3名以上の協力員を配置する。1人の協力員は障害者1人につき、1月あたり500円のお買物券を支給）の協力（利用者の安否確認・消防庁、区役所との連絡）を得て行う。 事業手続き 1 利用者は区に申請する。→2 区は決定後所轄消防署あて利用者決定通知書を通知する。→3 消防庁から登録番号の報告を受ける。→4 区は設置先名簿を業者に送付する。→5 区は業者より工事予定日を確認のうえ消防署長あて機器設置計画書を提出する。→6 区は機器設置日までに緊急通報協力員に協力活動の内容を説明する。 緊急時の対応 1 本人がペンダントにより消防庁に通報（火災等の場合は自動通報） 2 消防庁より本人及び協力員へ状況確認 3 所轄消防署より状況に応じて出動 自己負担：なし（平成18年度から新規分のみ実施予定）						
経過	平成 3 年 4 月 事業開始 平成 13 年 4 月 火災安全システム導入・協力員活動費 1,000円（現金）／月→500円（荒川区お買物券）／月へ変更 平成 18 年 4 月 火災自動通報システム導入予定						
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障害者の生活の安全を確保する上で必要である。						
実施方法	（直営 一部委託 (全部委託)） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託業務名 委託先 重度身体障害者緊急通報システム委託 岩通システムソリューション株式会社						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		1,210	1,270	1,044	954	959	1,063	1,046
①決算額（18年度は見込み）		1,040	874	957	843	782	732	732
②人件費							431	
【事務分担量】（％）							5	
合計（①+②）		1,040	874	957	843	782	1,163	732
国（特定財源）								
都（特定財源）		525	502	602	523	395	112	160
その他（特定財源）								
一般財源		515	372	355	320	387	1,051	572
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	緊急通報システム設置台数	21	18	18	19	19	19	19
	協力員数	35	32	37	28	27	23	38

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	緊急通報協力員謝礼	230	緊急通報協力員謝礼	224	緊急通報協力員謝礼	233
	委託料	緊急通報システム委託	552	緊急通報システム委託	507	緊急通報システム委託	813

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	緊急通報システム設置台数	19	19	19	—	—
	協力員数	27	23	23	—	—
	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	協力員の確保が難しく、高齢化していること。 高齢者保健福祉課実施事業との整合性（自己負担が当課ではなし、高齢者保健福祉課では課税世帯が費用の10%を負担）
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	福祉タクシー事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	大熊 裕介	内線	2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）		福祉タクシー事業 （18-44-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠 法令等	荒川区福祉タクシー事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	（区独自基準）	計画区分	計画	（非計画）
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり				
	施策	障害者居宅サービスの支援				
目的	重度の知的障害者、歩行困難な身体障害者及び外出に支障のある上肢障害者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。					
対象者 等	対象者要件：区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。 ①下肢・体幹機能障害者1～3級（1,216人）②視覚障害者1・2級（242人） ③内部障害者1～3級（1,095人）④上肢機能障害者1級（18人） ⑤愛の手帳1・2度（94人） 所得制限額：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下					
内容	【事業内容】 ・ 予め、区がタクシー会社と業務委託契約を締結（平成18年度57社）し、区発行の福祉タクシー券を利用者へ交付する。 乗降車地域：23区内 受益者負担：なし ・ 上記対象者に対し毎年申請書を送付し、申請書受理後に所得審査をし、交付決定を行う。 ・ 年度当初の申請・交付については、原則として郵送扱い。年度途中においては、新規対象者に手帳を交付する際又は転入者の居住地変更手続の際に申請を受け付け、審査後、福祉タクシー券を交付する。 【福祉タクシー券】 ・ 申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。 4～6月…4冊 7～9月…3冊 10～12月…2冊 1～3月…1冊 1冊10,200円…500円券×15枚+100円券×27枚 年最高額40,800円 【支払及び事務手数料】 ・ 区はタクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券について、額面表示額の合計と事務手数料（平成18年度3%）を支払う。					
経過	昭和57年 4月 支給対象者拡大（内部障害者1級、知的障害者2度以上） 平成 3年 4月 区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。 平成 5年 4月 年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。 平成 6年 4月 支給対象者拡大（上肢機能障害者1級） 平成10年 4月 所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。 平成11年 4月 業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。 事務手数料8% 平成12年 4月 事務手数料5% 平成13年 4月 事務手数料3% 平成14年 4月 前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。 平成16年 4月 前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として障害者本人の氏名記載と手帳提示を義務化。 平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。					
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障害者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠であり、福祉タクシー券を交付することによりタクシーを利用しやすくなり、必要性は高い。					
実施 方法	（直営 一部委託 <u>全部委託</u> ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） タクシー業務委託先 東京都個人タクシー協同組合他56社 87,304,860円 区内業者5社 車椅子乗車可能業者23社					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	92,017	90,504	95,342	95,096	99,241	99,938	100,398	
①決算額（18年度は見込み）	88,412	89,356	92,532	92,630	95,500	98,913	100,398	
②人件費						2,870		
【事務分担量】（%）						55		
合計（①+②）	88,412	89,356	92,532	92,630	95,500	101,783	100,398	
国（特定財源）								
都（特定財源）							1,786	
その他（特定財源）								
一般財源	88,412	89,356	92,532	92,630	95,500	101,783	98,612	
実績の推移	事項名							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
交付人数	2,485	2,533	2,600	2,633	2,724	2,751	2,843	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	タクシー券印刷製本	943	タクシー券印刷製本	1,108	タクシー券印刷製本	1,214
				印刷用紙代	84	印刷用紙代	118
	役務費	郵送料	1,028	郵送料	983	郵送料	1,216
	委託料	申請書封入委託	27	申請書封入委託	25	申請書封入委託	28
		タクシー券封入委託	19	タクシー券封入委託	19	タクシー券封入委託	19
		タクシー業務委託	89,399	タクシー業務委託	93,186	タクシー業務委託	94,230
		※リフト付自動車助成	4,030	※リフト付自動車助成	3,509	※リフト付自動車助成	3,573

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
① ② ③	①	交付人数	2,724人	2,751人	2,843人	—	—
	②	—	—	—	—	—	—
	③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	・タクシー券の精算について、契約していないタクシー会社を利用してしまふ、期限の切れたタクシー券の使用等のトラブルが生じる。 ・平成18年度については57社との業務委託契約及び支払となっており、事務が煩雑化している。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	タクシー業者が組合を組織し、共通福祉タクシー券を発行し、23区統一の券とすることが、課長会で検討されている。	業務委託契約及び支払が組合1社となり、事務の効率が図られる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	対象者の変更を含め、検討を要する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名		リフト付自動車利用助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
				担当者名	大熊 裕介	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）		福祉タクシー事業（18－44－50－01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度		○ 昭和 ● 平成 4 年度		根拠法令等	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度					
実施基準		法令基準内 都基準内 (区独自基準)		計画区分	計画 (非計画)		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者居宅サービスの支援					
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障害者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。						
対象者等	以下のいずれかの者。 ①下肢又は体幹機能障害1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。 ②身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 【参考】～15年度 ・原則として福祉タクシー券受給者で、車椅子使用又は寝たきりの障害者。運用として身体障害者手帳を所持しない高齢者も利用可。						
内容	【事業内容】 ・利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者に予約をし、利用する。 運行時間 24時間利用可＜参考＞～15年度8:30～19:30 利用料 利用者は通常のタクシー料金を支払う。 予約方法 利用者が直接事業者へ電話で予約する。 乗降車区域 23区内及び三鷹市、武蔵野市（走行距離上限105kmまで） 車種 定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付 区の助成 基本料金から利用者負担を除いた金額を助成する。利用者負担は通常のタクシー料金。 【利用・助成方法】 ①対象者からの申請に基づき、障害内容等を審査し、利用助成者を決定し、「リフト付自動車利用助成金」を交付する。 ②区は、リフト付自動車を保有している事業者と委託契約を締結し、利用者はその中の事業者から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 ③事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。						
経過	平成 4 年 4 月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車(株)に業務委託。 平成 14 年 4 月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車(株)） 平成 16 年 4 月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更 ①年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約） ②対象者を、障害者手帳を所持する者で、車椅子対応タクシーを利用できない電動車椅子等利用者及びストレッチャー利用者に限定						
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。						
実施方法	(直営 一部委託 (全部委託)) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 委託先：日立自動車交通(株) 宮園自動車(株) 三陽自動車(株)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	10,584	9,954	9,954	9,954	4,334	2,719	3,573
	①決算額（18年度は見込み）	9,954	9,954	9,954	9,954	4,030	2,719	3,573
	②人件費						862	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（①＋②）	9,954	9,954	9,954	9,954	4,030	3,581	3,573
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	3,000	3,000	3,000	3,000			1,786
	その他（特定財源）							
一般財源	6,954	6,954	6,954	6,954	4,030	3,581	1,787	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	運行回数	1,849	1,853	1,513	1,396	1,005	954	
	助成回数					483	408	495

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	利用助成金	4,030	利用助成金	3,509	利用助成金	3,573

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	利用者数		1,005人	954人	—	—	年間延べ利用者数
	助成回数		483回	408回	495回	—	年間助成回数
	—		—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	コミュニティバス障害者利用負担軽減		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	小幡 順一	内線	2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費 （18-44-75-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠 法令等	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 （区独自基準）			計画区分	（計画） 非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり				
	施策	バリアフリー化の推進				
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神保健福祉手帳の所持者については無料とし、障害者の交通移動手段の確保を図る。					
対象者 等	障害者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者					
内容	【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障害者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づき、障害者手帳による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障害者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に 対し補助金額として支払う。 【民営バス運賃割引】適用は身体障害者及び知的障害者のみ ①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 … 5割免除 ②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 … 5割免除 ※②については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 【精神障害者取扱】 精神障害者については民営バス運賃割引は適用されないため、全額区負担となる。					
経過	平成17年 4月20日 バス運行開始					
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障害者に配慮された車両を導入し、障害者の使いやすい交通手段として利用されており、その運賃を免除することにより、障害者の交通手段の確保のため必要である。					
実施 方法	（ <u>直営</u> ） 一部委託 全部委託 （直営の場合） （ <u>常勤</u> ） 非常勤 臨時職員 【補助支払】四半期毎実績払い					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額					442	930	1,460
①決算額（18年度は見込み）					0	930	1,460
②人件費						669	
【事務分担量】（%）						15	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	1,599	1,460
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	1,599	1,460
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
						10,789人	18,250人

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助	0	運賃補助	930	運賃補助	1,460

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	補助対象者数（実績）	0人	10,789人	18,250人	—	バスを利用した障害者数
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	①区内在住・在勤者以外の運賃 身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担する必要がある。
他区の状況	（実施 1 区 未実施 9 区） 港区：身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳所持者は全額免除 その他荒川区と同様の事業者運営による区は民営バス割引のみを適用

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	なし	
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	変更に対応できるよう実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	心身障害者自動車教習費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	八柳卓史	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	自動車運転教習費助成事業（18-48-25-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠法令等	荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 (都基準内 区独自基準)			計画区分	計画 (非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり [10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援 [10-01]				
目的	心身障害者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。					
対象者等	身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。①区内に3ヶ月以上居住する、②運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、③前年所得税額が40万円以下					
内容	（対象経費）入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額）・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税＝ 164,800円、 所得税42,000円以下＝ 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内＝ 123,600円 ただし限定解除は20,600円 ※限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合					
経過	平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。					
必要性	心身障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大に寄与している。					
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	495	495	330	330	196	323	330
	①決算額（18年度は見込み）	144	494	185	165	186	165	330
	②人件費						431	
	【事務分担量】（％）						5	
	合計（①＋②）	144	494	185	165	186	596	330
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	144	494	185	165	186	596	330	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	教習費助成（新規免許）人数	1	3	1	1	1	1	3
	教習費助成（限定解除）人数			1		1		

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	自動車運転教習費助成	186	自動車運転教習費助成	165	自動車運転教習費助成	330

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	決定者数	2名	1名	2名	—	—
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 都基準上乗せ実施 5 区 （中央・新宿・目黒・渋谷・江戸川）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	地域生活支援事業により充実を図る。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	身体障害者用自動車改造費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	八柳卓史	内線	2683
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	自動車改造助成事業費 （18-48-50-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠 法令等	荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施 要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 (都基準内) 区独自基準			計画区分	計画	(非計画)
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり [10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援 [10-01]				
目的	重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、 重度身体障害者の社会復帰を図り、その福祉の増進に資することを目的としている。					
対象者 等	身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障害２級以上で、次の要件に該当する者。 ・ 18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・ 本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。					
内容	助成対象経費 自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 助成限度額 133,900円 （都基準額） （助成額と改造費用の差額は自己負担）					
経過						
必要性	重度身体障害者の社会復帰の促進に寄与している。					
実施 方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	402	238	268	268	670	536	402
①決算額（18年度は見込み）	134	134	268	134	670	536	402
②人件費						431	
【事務分担量】（％）						5	
合計（①＋②）	134	134	268	134	670	967	402
国（特定財源）							
都（特定財源）	66	66	133	66	334	267	200
その他（特定財源）							
一般財源	68	68	135	68	336	700	202
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	自動車改造費助成者数	1	1	2	1	5	4

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	自動車改造費助成	670	自動車改造費助成	536	自動車改造費助成	402

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	助成者数	5	4	3	—	—
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 都基準上乗せ実施 5 区 （中央・目黒・新宿・豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	改造装置の車検証記載の省略に伴ない、改造内容の確認方法を改める必要がある。例えば改造を行った業者に改造装置のチェックリストの提出及び写真等の提出を求める。	改造装置の確認が確実となる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	地域生活支援事業により充実を図る。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	大熊 裕介	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	自動車燃料助成事業（18-48-75-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 3 年度		根拠法令等	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画（非計画）			
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者居宅サービスの支援					
目的	自動車を運転する心身障害者又は障害者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障害者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。						
対象者等	下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障害者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。※福祉タクシー券と選択事業、併給不可。 対象者要件：区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。 ①下肢・体幹機能障害者1～3級②視覚障害者1・2級③内部障害者1～3級④上肢機能障害者1級 ⑤愛の手帳1～2度 所得額制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下						
内容	【事業内容】 ①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定。 ②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヵ月分の助成金を請求する。 【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで 【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。						
経過	平成 5 年 4 月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6 年 4 月 対象者拡大（上肢機能障害1級） 平成 8 年 4 月 見支払助成金制度の新設 平成10年 4 月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。						
必要性	心身障害者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障害者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合) (常勤) (非常勤) 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	7,900	7,194	7,066	6,710	6,621	5,981	6,393
①決算額（18年度は見込み）	6,910	6,591	6,427	6,147	6,607	5,981	6,393
②人件費						1,146	
【事務分担量】（％）						35	
合計（①+②）	6,910	6,591	6,427	6,147	6,607	7,127	6,393
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	6,910	6,591	6,427	6,147	6,607	7,127	6,393
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
助成対象者数	235名	238名	239名	237名	252名	237名	245名

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	印刷用紙代等	14	印刷用紙代等	14	印刷用紙代等	14
	役務費	郵便料	27	郵便料	34	郵便料	40
	扶助費	ガソリン助成費	6,107	ガソリン助成費	6,731	ガソリン助成費	6,339

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	助成対象者数		252名	237名	245名	—	—
②	—		—	—	—	—	—
③	—		—	—	—	—	—

問題点・課題	・領収書により助成を行っているが、事務手続に時間を要し、簡素化の検討が必要である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名		心身障害者福祉手当		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
				担当者名	大熊 裕介	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）		福祉手当支給事業費（18-52-33-01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 49 年度		根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	同条例施行規則			
実施基準	法令基準内		（都基準内）	（区独自基準）	計画区分	計画	（非計画）
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者居宅サービスの支援					
目的	心身に障害を有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】 申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】 4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度…9,500円 区市定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（46種）、都指定（28種）、點頭てんかんの計75種 【財源】 都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。						
経過	平成12年 8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円→3,481,000円） 都見直し理由…社会経済状況の変化 区見直し理由…①介護保険制度導入②負担の公平化、他制度との整合③在宅サービス充実化へのシフト 平成13年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円→3,549,000円） 平成14年 8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円→3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・ヘパトームが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。ただし、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障害児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）						
必要性	心身に障害を有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。						
実施方法	（直営 一部委託 全部委託 ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	776,838	774,426	760,923	666,871	656,274	666,993	640,725
	①決算額（18年度は見込み）	767,997	759,018	733,037	659,304	645,535	666,993	640,725
	②人件費						3,448	
	【事務分担量】（％）						40	
	合計（①＋②）	767,997	759,018	733,037	659,304	645,535	670,441	640,725
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	767,997	759,018	733,037	659,304	645,535	670,441	640,725	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	身障1・2級（都）	1,989	1,946	1,966	1,970	1,985	2,011	1,999
	愛の手帳1～3度（都）	199	196	203	212	220	233	229
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	65	63	58	58	56	58	56
	身障3級（区単）	651	631	616	588	577	573	573
	愛の手帳4度（区単）	192	198	223	236	244	268	266
	難病（区単）	1,357	1,265	833	734	724	768	646
	合計	4,453	4,299	3,899	3,798	3,806	3,911	3,769

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	窓空き封筒	65	窓空き封筒	64	窓空き封筒	65
	委託料	支払通知封入委託	32	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	34
	扶助費	心身障害者福祉手当	645, 439	心身障害者福祉手当	642, 640	心身障害者福祉手当	640, 626

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
標	①	都基準対象者	2, 261人	2, 273人	2, 256人	—	—
	②	区単独対象者	1, 545人	1, 443人	1, 455人	—	—
	③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	・精神障害者が手当支給対象外となっているが、財政的に対象化は困難である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都事業 手当額加算区3区（大田区、世田谷区、杉並区）、対象拡大22区（身障3級、愛の手帳4度、難病患者等）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	対象者の変更を含め、検討を要する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	伊丹 延枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	特別障害者手当支給事業費（18-52-66-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度	根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律17条～26条 荒川区障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 ○ 都基準内 区独自基準	計画区分	計画 <u>（非計画）</u>		
行政評価事業体系	分野 健康・福祉・子育て 政策 障害者が安心して暮らせる地域社会づくり 施策 障害者居宅サービスの支援				
目的	重度の障害を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、これらの者の福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	特別障害者手当、経過的福祉手当は、20才以上で、障害児福祉手当は、20才未満の者で、それぞれ著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（身障手帳1.2級 愛の手帳1.2度で一定の障害要件該当者） 本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月頃基準額の改正あり。以下、14年8月より適用。16年度・17年度は変更なし。）扶養者1人の場合、所得で本人は3984千円、扶養義務者・配偶者は6536千円以下のもの。				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。 [手当の支給期間] 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 [支給方法] 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座への振込みにより行う。 [手当月額] 特別障害者手当 26,440円（18年3月まで26,520円） 障害児福祉手当、経過的福祉手当 14,380円（18年3月まで14,430円）				
経過	・昭和61年度から従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） ・平成10年度事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更した。 ・平成17年度手当受給資格判定医師を設置予定（平成16年度までは、すべて東京都都身心障害者福祉センターへ判定依頼を行ってきた。）				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 ） （直営の場合） （常勤） 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	51,019	50,697	51,270	55,039	53,482	52,861	56,485
	①決算額（18年度は見込み）	49,073	49,790	51,235	51,899	51,415	52,696	52,696
	②人件費						862	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（①＋②）	49,073	49,790	51,235	51,899	51,415	53,558	52,696
	国（特定財源）	36,839	37,872	38,804	38,941	38,064	40,082	39,986
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	12,234	11,918	12,431	12,958	13,351	13,476	12,710	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	特別障害者手当受給者	117	115	117	125	126	133	124
	障害児福祉手当受給者	58	63	64	57	58	57	58
	経過的福祉手当受給者	31	30	29	28	27	22	22

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	0	判定医謝礼	0	判定医謝礼	278
	一般需要	事務用消耗品費	10	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	10
	役務費	郵送料	35	郵送料	39	郵送料	46
	扶助費	特別障害者手当等	51,370	特別障害者手当等	52,648	特別障害者手当等	56,151

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
標	①	特別障害者手当受給者	126	133	133	—	—
	②	障害児福祉手当受給者	58	57	57	—	—
	③	経過的福祉手当受給者	27	22	22	—	—

問題点・課題	・15年7月30日 東京都福祉局監査指導事項・対象者の申請を促すため、所得限度額改定時の広報だけでなく、対象者の要件も記載し年2回以上広報を実施すること ・障害程度の判定を行う専門医を区で確保すること（平成16年度予算措置済み）
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	伊丹 延枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠法令等	東京都重度心身障害者手当条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内（都基準内）		区独自基準	計画区分	計画	（非計画）
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり				
	施策	障害者居宅サービスの支援				
目的	心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。					
対象者等	・ 東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障害を有し（身体手帳1.2級、愛の手帳1.2度で一定の障害要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） ・ 対象外： 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3984千円					
内容	・ この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・ この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）と併給できる ・ 支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、指定口座に振り込む。（都が行っている） ・ 支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。 「事務の流れ」 ・ 受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。 ・ 東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・ 現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施）					
経過	平成12年8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数） 平成13年11月 所得制限額改正。 平成14年11月 所得制限額改正。 平成15年3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人） 平成15年11月 所得制限額改正なし。					
必要性	都制度の実施					
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） （常勤） 非常勤 臨時職員					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額							
①決算額（18年度は見込み）							
②人件費						862	
【事務分担当量】（％）						10	
合計（①+②）	0	0	0	0	0	862	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	862	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受給者	143	142	133	131	135	138	138

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	受給者	135	138	138	—	—
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	平成12年8月より現況調査が1回から2回に変わり、事務量が増大しているため、都に対し事務の簡素化を要望している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	伊丹 延枝	内線	2683
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 44 年度		根拠 法令等	東京都心身障害者扶養年金条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			東京都心身障害者扶養年金条例施行細則		
実施基準	法令基準内 (都基準内) 区独自基準			計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり				
	施策	障害者の地域社会での自立支援				
目的	心身に障害のある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障害者に年金を支給し、もって障害者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。					
対象者等	知的障害者・身体障害者（4級以上）・精神病者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、65歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状態にない者が加入者となる。					
内容	1. 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障害者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付する。 加入が決定すると加入証書と掛金納入書が区を通じて送付される。 ・加入者は毎月期日までに、東京都指定金融機関又は都内の郵便局から掛金を払い込む。 掛金は、20年間収めるとその後は免除となる。 ・加入中に障害者が亡くなった場合、申請により弔慰金が加入者あて支給される。 ・脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が加入者あて支給される。 2. 加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。 [年金額] 30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加） [掛金] 基本分4,800円～15,600円（特約分1,600円～5,200円）加入者の加入時の年齢により7段階。 減額要件：生活保護 1/2減額、住民税非課税 1/2減額、夫婦ともに障害者で相互加入 どちらか一方が1/2減額					
経過	昭和44年 4月 制度発足 昭和45年 9月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、25年から20年に。） 昭和53年 10月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、20,000円から30,000円に。） 昭和62年 7月 制度改正（加入資格年齢緩和、45歳未満から65歳未満に。特約制度導入。） 平成10年 10月 制度改正（掛金の経過的引上げ。脱退一時金・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等。）					
必要性	都制度の実施					
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額							
	①決算額（18年度は見込み）							
	②人件費						862	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（①＋②）	0	0	0	0	0	862	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	862	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	総加入者数					19,847		
	総受給者数					9,946		
	区加入者数	316	304	297	294	288	285	285
	区受給者数	149	154	160	161	166	170	170

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
指標	① 区加入者	288	285	285	—	—
	② 区受給者	166	170	170	—	—
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・掛金の増額により、脱退者が増加している。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	増田 美千穂	内線	2 6 8 3	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	原爆被爆者援護事業費（18-56-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 2 年度		根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 <区独自基準>			計画区分	計画 <非計画>		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]					
	施策	障害者居宅サービスの支援[10-01]					
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中）						
対象者等	（見舞金） 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日） （団体補助金） 区が認めた原爆被爆者団体（H8年より活動休止中）						
内容	（見舞金） 実施時期 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載） 申請方法 昨年申請した人 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 （団体運営補助金） 原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）						
経過							
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） （常勤） （非常勤） 臨時職員						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	394	404	404	404	404	404	404
①決算額（18年度は見込み）	393	404	404	404	404	394	404
②人件費						172	
【事務分担量】（%）						2	
合計（①+②）	393	404	404	404	404	566	404
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	393	404	404	404	404	566	404
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	見舞金支給者	39	40	40	40	39	40

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要 扶助費	消耗品 見舞金	4 400	消耗品 見舞金	4 390	消耗品 見舞金	4 400

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	対象者数		40	39	40	—	—
②	—		—	—	—	—	—
③	—		—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 16 区 未実施 5 区） 港・新宿・墨田・江東・足立 未回答 1 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会 （要旨） 質問状況	
--------------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	配食サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	増田美千穂	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	配食サービス事業費（18-60-50-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 7 年度		根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)			計画区分	計画 (非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援[10-01]				
目的	重度の障害により、食事の調理が十分にできないひとり暮らしの障害者等に対し、以下の観点から事業を実施し、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。 ① 栄養バランスの取れた食事を提供することにより、障害者の健康を食事面から支える。 ② 配達員が訪問することにより孤立化を防止する。 ③ 自立生活を助長する。					
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障害者、65歳未満の障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯、又は65歳未満の障害者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 ①身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障害1～2級 ②栄養補給が十分ではない					
内容	【回数】 週あたり1～5回 ※昼食のみ 【事務の流れ】 ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し福祉高齢者課より連絡 ④配食業者より決定者に対し配食					
経過	平成 9年4月 対象拡大:65歳未満のひとり暮らし障害者⇒障害者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障害者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯を対象外としていたが、対象として認定回数増 :週2回限度⇒週3回限度 平成12年4月 自己負担:所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託(自己負担金は直接業者に支払) 平成16年4月 自己負担:自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする。事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる。 回数増 :週3回限度⇒週5回限度					
必要性	重度の障害により、食事の調理が十分にできないひとり暮らしの障害者等に対し、①栄養バランスの取れた食事を提供することにより、障害者の健康を食事面から支える。② 配達員が訪問することにより孤立化を防止する。③ 自立生活を助長する。ことにより福祉の増進を図ることができるので必要である。					
実施方法	(直営 一部委託 (全部委託)) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 【委託業務名】 配食サービス業務委託(福祉高齢者課に併せて契約)【委託業務先】 (有)北畔、飯処しむら、(株)NRE大增、(株)エクスヴィン、タイハイ(株)、(株)愛和、(株)祝一 【実施】 福祉高齢者課に予算配付替をし、事業実施					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	612	500	657	569	397	367	365
	①決算額（18年度は見込み）	292	446	478	530	397	343	365
	②人件費						86	
	【事務分担量】（％）						1	
	合計（①＋②）	292	446	478	530	397	429	365
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	292	446	478	530	397	429	365	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	対象者数	12	10	12	13	13	12	13
	食数	776	848	909	1,008	1,108	979	1,041

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業者委託単価	530	業者委託単価	397	業者委託単価	365

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
① 対象者数		13	12	13	—	—
	② 食数	1,108	979	1,041	—	—
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・実績が少ない ・障害者のニーズや実態を踏まえ、事業の実施方法を検討
他区の状況	（実施 9 区 未実施 13 区） 実施：千代田、港、世田谷、中野、太田、渋谷、豊島、板橋、葛飾

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
------------	--------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	八柳卓史	内線	2683
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	更生医療費助成事業費 (18-64-33-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 24 年度		根拠 法令等	障害者自立支援法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり [10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援 [10-01]				
目的	身体障害者に対して医療を給付することにより、その障害を除去又は軽減し、もって通常の日常生活を営み、職業能力等を回復させて社会復帰を図る。					
対象者 等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部障害については区が必要と認めた者）					
内容	【主な治療内容】 ・ 心臓機能障害でのペースメーカー埋め込み手術、視覚障害での網膜はく離手術 ・ 人工透析 ・ 抗HIV療法 等 【医療費給付内容】 ・ 指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・ 入院の場合の食事療養費 ・ 移送費、施術費、治療材料費等 【医療費の審査及び支払】 ・ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 【事務処理】 ・ 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障害は区で判定）をし、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・ 治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。					
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行					
必要性	法に定められている事業であり、また、障害の除去又は軽減し、日常生活もしくは就労を円滑にするものであり、必要である。					
実施 方法	（<u>直営</u> <u>一部委託</u> 全部委託 ） （直営の場合 <u>常勤</u> 非常勤 臨時職員 ） 【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	1,167	2,915	2,800	7,494	13,746	21,439	22,230
①決算額（18年度は見込み）	979	2,713	2,799	7,494	10,021	20,657	22,230
②人件費						431	
【事務分担量】（%）						5	
合計（①+②）	979	2,713	2,799	7,494	10,021	21,088	22,230
国（特定財源）	491	1,335	1,253	3,438	5,010	10,328	11,114
都（特定財源）							4,361
その他（特定財源）							
一般財源	488	1,378	1,546	4,056	5,011	10,760	6,755
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数 入院	14	26	22	32	23	25	
件数 通院	1	17	40	102	148	199	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
20扶助費	入院分	1,789		11,645		1,925	
	通院分	8,232		9,012		12,380	
						生保受給者分	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	入院件数	23	25	25	—	更生医療受給人月（入院分）
②	通院件数	148	199	279	—	更生医療受給人月（通院分）
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	①H13年度以降、対象者数及び件数、ともに急増しており、当初予算見込みを大幅に超過する状況が続いている。 原因1：医療保険制度の改正により心身障害者（児）医療費助成や老人医療費助成の受給者の自己負担割合が増加し、自己負担金の少ない当事業の利用が急増している。 原因2：近年の免疫機能障害者の増加 ②自立支援医療への改正により、食費が食事療法であっても原則実費負担となり、心身障害者（児）医療費助成と同様の制度となる。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	手話講習会事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
			担当者名	八柳卓史	内線	2683
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	手話講習会事業費 (18-68-50-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 61 年度		根拠 法令等	荒川区手話講習会実施要領		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)			計画区分	計画 (非計画)	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野				
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]				
	施策	障害者居宅サービスの支援[10-01]				
目的	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図る。					
対象者 等	・区内在住又は区内を日常活動の場とする者					
内容	・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障害者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料(ただしテキスト代は自己負担) ・講習内容 - ボランティア入門コース(昼・夜) 10回 (1回2時間) 定員各50名程度 - ボランティア初級コース(昼・夜) 20回 (1回2時間) 定員各50名程度 - 手話通訳奉仕員養成コース・基礎(昼・夜) 30回 (1回2時間) 定員各20名程度 - 手話通訳奉仕員養成コース・応用(昼・夜) 40回 (1回2時間) 定員各20名程度					
経過	H10年4月 副読本を自己負担化。 H11年4月 テキスト代自己負担化 回数増:上級手話講習会回数増 (25回→30回) H12年4月 回数増:上級手話講習会回数増 (30回→40回)(手話通訳者の育成を図る。) H16年4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。					
必要性	聴覚障害者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。					
実施 方法	(直営 一部委託 (全部委託)) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 荒川区社会福祉協議会に委託し実施					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	4,286	4,286	4,286	4,286	3,923	3,875	3,875
	①決算額(18年度は見込み)	4,218	4,265	4,262	4,284	3,844	3,788	3,875
	②人件費						431	
	【事務分担量】(%)						5	
	合計(①+②)	4,218	4,265	4,262	4,284	3,844	4,219	3,875
	国(特定財源)							
	都(特定財源)		2,153	2,143	2,143	1,922	1,937	1,937
	その他(特定財源)							
一般財源	4,218	2,112	2,119	2,141	1,922	2,282	1,938	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	入門コース受講者数					66	45	100
	初級コース(旧初級)受講者数	103	53	40	68	52	44	100
	養成コース・基礎(旧中級)受講者数	53	51	32	29	44	42	40
	養成コース・応用(旧上級)受講者数	19	16	19	10	24	17	40

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	委託料	事業費・事務費・管理	3,844	事業費・事務費・管理	3,875	事業費・事務費・管理	3,875

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値(22年度)	
標	①	入門初級コース終了者数	88	69	—	—	手話講習を通じて聴覚障害者への理解の促進
	②	養成コース修了者数	56	31	—	—	日常的な場面での手話通訳が行える者を養成し、通訳派遣事業への登録に繋げる
	③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	①手話通訳者の養成方法上級講習会を手話通訳者養成の観点から40回に増やしたが、実際に国や都の手話通訳者の資格試験が難しく、上級修了者でもなかなか資格が得られない。手話通訳者の養成には、講習会だけでは不可能である現状を踏まえて対応する必要がある。 ②入門クラス、ボランティアコースを設定したが、手話奉仕員養成コース(基礎・応用)について、荒川区聴覚障害者協会からは、講習回数の増の要望がある。 ③要約筆記者などの確保も課題である。
他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	要約筆記者派遣制度の検討に伴ない、養成講習会の開催	要約筆記者の確保
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	資質向上に向け充実させる必要がある。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	障害者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁															
			担当者名	小幡 順一	内線	2682															
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	障害者団体補助 （18-72-33-01）																				
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠 法令等	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																	
終期設定	○ 有 ● 無 年度																				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 ☒ 非計画																
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て																			
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり																			
	施策	障害者の地域社会での自立支援																			
目的	区内に所在する障害者団体及び障害者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障害者福祉の増進を図る。																				
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成17年度実績団体（会員数） 荒川区身体障害者更生会（211名）、荒川区手をつなぐ親の会（150名） 荒川区身障児父母の会（62名）、荒川のぞみの会（54名）、 荒川区聴覚障害者協会（70名）、荒川腎友会（56名）、 荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																				
内容	【補助金算定基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体の会員数（人）</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 ～ 50</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>51 ～ 100</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>101 ～ 200</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>201 ～ 300</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>301 ～ 400</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>401以上</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table> 荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。							団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																				
30 ～ 50	60,000円																				
51 ～ 100	120,000円																				
101 ～ 200	150,000円																				
201 ～ 300	180,000円																				
301 ～ 400	210,000円																				
401以上	240,000円																				
経過																					
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対しその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障害者団体の活発的な活動や福祉の増進を図り、必要である。																				
実施方法	☒ 直営 一部委託 全部委託 （直営の場合 常勤 ☒ 非常勤 臨時職員）																				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	970	970	970	970	970	970	970
①決算額（18年度は見込み）	970	970	970	970	970	910	970
②人件費						2,048	
【事務分担量】（％）						31	
合計（①+②）	970	970	970	970	970	2,958	970
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	970	970	970	970	970	2,958	970
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	970	団体補助	910	団体補助	970

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	補助団体数		8団体	7団体	8団体	—	補助基準を満たしている団体数
②	—		—	—	—	—	—
③	—		—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
------------	--------------------------------

事務事業分析シート

No1

事務事業名	障害者運動会補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	小幡 順一	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	障害者運動会補助（18-72-66-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠法令等	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準)			計画区分	計画	(非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者の地域社会での自立支援					
目的	障害者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障害者福祉の向上に寄与する。						
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会						
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障害者（児）、家族及び関係者 約700名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 ※ 民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施						
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（1年10万円削減） 平成13年 4月 10万円削減 平成14年 4月 障害者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定						
必要性	障害者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障害者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 (非常勤) 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	720	620	520	520	520	520	520
①決算額（18年度は見込み）	720	620	520	520	520	520	520
②人件費						86	
【事務分担量】（%）						1	
合計（①+②）	720	620	520	520	520	606	520
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	720	620	520	520	520	606	520
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
参加人数	650人	650人	650人	650人	650人	600人	650人

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
① 参加人数	① 参加人数	600人	650人	650人	—	—
	② —	—	—	—	—	—
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・平成12年度より運動会経費のうち必要経費を除く経費について3カ年をかけて削減（各年10万円）するため、参加賞・記念品について、自主財源の活用や寄付等を検討する。しかし、平成14年度からについては障害者団体の要望により補助金の削減を凍結したが、今後再検討を要する。
他区の状況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	当面、削減凍結	
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	知的障害者授産事業補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	大熊 裕介	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	知的障害者授産事業補助 （18-76-25-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 57 年度		根拠 法令等	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営 費補助金交付要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 (都基準内) (区独自基準)			計画区分	(計画) 非計画		
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者施設の整備・支援					
目的	一般就労の困難な在宅の心身障害者就労の場を提供し、障害者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。						
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障害者団体等 ＜対象団体＞運営主体：荒川区手をつなぐ親の会（あさがお～第四福祉作業所） ＜利用者＞原則として、区内在住の18歳以上の心身障害者						
内容	下記4施設の事業運営費の一部を補助。						
	施設名	場所	定員	現員	指導員数	作業種目	開設年月
	荒川あさがお福祉作業所	旧小台橋小 1 F	19名	17名	常勤2名 非常勤2名	玩具組立 袋詰セット他	昭和56年10月
	荒川第二あさがお福祉作業所	旧小台橋小 1 F	19名	17名	常勤2名 非常勤4名	文房具セット詰 箱折り他	昭和61年10月
	荒川第三あさがお福祉作業所	旧真土小 1 F	19名	19名	常勤2名 非常勤3名	文房具セット詰 シール貼り他	昭和63年4月
	荒川第四あさがお福祉作業所	旧真土小 1 F	19名	15名	常勤2名 非常勤3名	文房具セット詰 書類入れ折り他	平成3年4月
	通所日数 … 全施設週5日		作業時間 … 1日平均7時間 9:00～16:00				
	＜主な事業内容＞受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導						
経過	昭和57年度 東京都からの直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立て制度で実施 平成7年度 東京都が区を通した間接補助に変更。（区の補助金額2／3） 平成10年度 都補助基準額と区補助基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設し、5年を目途に都基準への移行を目指す。 平成11年度 荒川第三あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転。 平成15年度 施設規模によるランク制から、施設利用者数による単価制へ移行。 平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおの、旧小台橋小内に移転。 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可。 平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可。⇒法内化断念 平成18年度 荒川あさがお第五福祉作業所開設予定（10月）						
必要性	心身障害者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	79,159	86,186	90,460	105,599	83,946	82,411	96,471
	①決算額（18年度は見込み）	77,763	85,194	88,213	89,731	77,005	82,411	96,471
	②人件費						862	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（①+②）	77,763	85,194	88,213	89,731	77,005	83,273	96,471
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	38,881	42,597	44,105	37,468	37,213	41,204	46,018
	その他（特定財源）							
	一般財源	38,882	42,597	44,108	52,263	39,792	42,069	50,453
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	荒川あさがお補助額	19,532	20,796	20,899	16,258	19,739	20,899	20,900
	荒川第二あさがお補助額	21,257	22,806	24,355	21,524	18,949	21,014	22,175
	荒川第三あさがお補助額	17,442	20,796	22,060	20,899	20,899	20,899	20,900
	荒川第四あさがお補助額	19,532	20,796	20,899	17,418	17,418	19,599	22,430
	荒川第五あさがお補助額							10,066

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助・第一	19,739	運営費補助・第一	20,899	運営費補助・第一	20,900
		運営費補助・第二	18,949	運営費補助・第二	21,014	運営費補助・第二	22,175
		運営費補助・第三	20,899	運営費補助・第三	20,899	運営費補助・第三	20,900
		運営費補助・第四	17,418	運営費補助・第四	19,599	運営費補助・第四	22,430
						運営費補助・第五	10,066

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	通所者数（補助対象延べ数）	14,962名	14,354名	18,000名	18,000名	—
	② 通所者数（補助対象外延べ）	97名	228名	250名	—	—
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・第五あさがお福祉作業所（パン工房）の設立及び運営。 ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・障害者自立支援法への移行。
他区の状況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成18年度中に第五あさがお福祉作業所を設立し、運営の安定のため支援・指導を行う。	障害者の就労支援において、より高い就労支援のステップアップの訓練施設の運営として期待できる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	障害者自立支援法の動向を確認しつつ、指導・支援を行う。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	心身障害児（者）地域デイサービス事業補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	大熊 裕介	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	心身障害児（者）地域デイサービス事業補助（18-76-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度	根拠法令等	荒川区心身障害児（者）地域デイサービス事業運営費補助要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>	計画区分	計画	(非計画)	
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり			
	施策	障害者居宅サービスの支援			
目的	在宅の心身障害児（者）にたいして適切な指導訓練を行うため、社会福祉法人等が実施する心身障害児（者）通所訓練事業（心身障害児の放課後対策）に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1 施設6人以上の通所訓練事業を実施している社会福祉法人等 ＜対象団体＞運営主体：荒川のぞみの会（任意団体の活動として） ＜対象事業＞生活クラブスニーカー ＜利用者＞原則として、区内在住の心身障害児（学齢6歳～15歳）学齢を超える者も在籍（補助対象外） 主体は知的障害者（身体障害との重複者もいる）				
内容	生活クラブスニーカーの事業運営費の一部を補助＜現員は18年5月末現在、（ ）は補助対象外者＞ 利用可能者：荒川のぞみの会会員（最大定員は未設定） 現 員：27（17）名 開設年月：昭和51年9月 開所日数：週3日（月・水・金） 1日3時間30分（13：30から17：00） 場 所：旧真土小学校 平成13年4月より、教室の一室を継続利用 ＜主な事業内容＞音楽・水泳・体操・図工・華道・ハイキング・宿泊訓練				
経過	昭和58年度 補助事業開始 平成10年度 都補助基準額（地域デイサービス事業）と区補助基準額との是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設し、5年を目途に都基準への移行を目指す。 平成13年度 4月26日より旧真土小を無償貸与 平成15年度 補助基準が都基準と同一になった事に伴い、調整加算費を廃止し、都と同じ算定方法による補助へ移行。事業名を「通所訓練事業」から「心身障害児（者）地域デイサービス事業補助」に改める。				
必要性	心身障害児の放課後対策に寄与しており、必要性は高い。				
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合) (常勤) 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	4,522	4,978	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587
①決算額（18年度は見込み）	4,521	4,977	5,433	5,433	7,587	7,587	7,587
②人件費						862	
【事務分担量】（%）						10	
合計（①+②）	4,521	4,977	5,433	5,433	7,587	8,449	7,587
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	4,521	4,977	5,433	5,433	7,587	8,449	7,587
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	補助対象人数	12人	14人	14人	16人	16人	17人
	通所人員	27人	25人	28人	29人	30人	27人
	通所日数	137日	172日	153日	153日	177日	163日

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	通所者数（補助対象延べ数）	1,249名	1,283名	1,300名	—	—
	② 通所者数（補助対象外延べ）	406名	401名	400名	—	—
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・障害者自立支援法地域生活支援事業との関係。
他区の状況	（実施 4 区 未実施 区） 世田谷区、渋谷区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	心身障害者小規模通所授産施設事業補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	大熊 裕介	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（18-76-75-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 4 年度		根拠法令等	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営費補助金交付要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 非計画		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり					
	施策	障害者施設の整備・支援					
目的	一般就労の困難な在宅の心身障害者就労の場を提供し、障害者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。						
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障害者団体等 ＜対象団体＞運営主体：社会福祉法人荒川のぞみの会（作業所ボンエルフ） ＜利用者＞原則として、区内在住の18歳以上の心身障害者						
内容	社会福祉法人荒川のぞみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。						
	施設名	場所	定員	現員	指導員数	作業種目	開設年月
	作業所ボンエルフ	旧真土小 2 F	19名	17名	常勤2名 非常勤5名	手芸品作成 ハンガー組立等	平成元年4月
	通所日数 … 週5日		作業時間 … 1日平均7時間 9:10～16:30				
	＜主な事業内容＞受託作業・作業指導・生活指導・行事参加						
経過	平成 4 年度 作業所ボンエルフ開設 平成 7 年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正。 平成 10 年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）とく補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設し、5年を目途に都基準への移行を目指す 平成 14 年度 5月に旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成 15 年度 施設規模によるランク制から利用者数による単価制へ移行。事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行。						
必要性	心身障害者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	13,168	14,191	17,279	18,694	17,278	19,854	22,176
	①決算額（18年度は見込み）	12,470	13,261	14,957	13,797	17,278	19,854	22,176
	②人件費						862	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（①＋②）	12,470	13,261	14,957	13,797	17,278	20,716	22,176
	国（特定財源）							
	都（特定財源）		4,125	8,250	8,250	7,875	7,875	7,875
	その他（特定財源）							
一般財源	12,470	9,136	6,707	5,547	9,403	12,841	14,301	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	通所者数	11人	10人	11人	11人	13人	17人	17人

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	17,278	運営費補助	19,854	運営費補助	22,176

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	通所者数（補助対象者延べ数）	3,136名	3,204名	3,200名	—	—
	② 通所者数（補助対象者外延べ）	40名	52名	45名	—	—
	③ —	—	—	—	—	—

問題点・課題	・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・障害者自立支援法への移行。
他区の状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	障害者自立支援法の動向を確認しつつ、指導・支援を行う。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	福祉事業事務費 (身体障害・知的障害相談員)		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	増田美千穂	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	福祉事業事務費(身体障害・知的障害相談員事業)18-80-25-01						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度		根拠	身体障害者相談員設置要綱(区)			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	知的障害者相談員設置要綱(区)			
実施基準	(法令基準内) (都基準内) 区独自基準			計画区分	計画	(非計画)	
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]					
	施策	障害者の地域社会での自立支援[10-03]					
目的	相談員が身体障害者(児)および知的障害者(児)に対し、各種相談、日常生活の援助、施設への入所措置等、社会的自立のための各種援護を行う。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者団体との連絡、意見交換を行うことにより、各種事業への意見を反映させる。						
対象者等	平成17年度 身体障害者相談員 11名 知的障害者相談員 6名						
内容	①区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。 ②相談員は自宅相談及び出張相談を行い、活動記録簿に活動状況を記録し、毎年4月10日までに相談員活動報告書により区に報告する。 ③区は毎年4月20日までに②の報告書を取りまとめる。 ※相談員の研修は年1回以上区で行うものとする。また、相談員の報償金は年2回まとめて支給するものとする。 ・相談内容 手帳・補装具・支援費・家族関係等						
経過	平成11年4月 相談員の年齢制限(新任65歳未満、再任73歳未満) 都において導入 平成12年4月 都から区へ事務移管(継続実施) 平成14年度 相談員報償金(年2回支払い)を、研修時の現金直接払いから口座振替払いへ変更						
必要性	障害者の持つ要望や悩み等に、より適切に対応するには行政だけではなく、障害者当事者や家族が行う相談が必要である。						
実施方法	(直営 一部委託 (全部委託)) (直営の場合 常勤 (非常勤) 臨時職員) 相談員の報償費(3,170円/月・人)及び、消耗品費については都の交付金を受け、支払う。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	726	721	704	711	711	711	711
①決算額(18年度は見込み)	638	672	676	698	679	685	711
②人件費						3,448	
【事務分担量】(%)						40	
合計(①+②)	638	672	676	698	679	4,133	711
国(特定財源)							
都(特定財源)	638	672	633	698	672	672	
その他(特定財源)							
一般財源	0	0	43	0	7	3,461	711
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	身障相談員数	11	11	11	11	11	
	相談件数他				646	395	
	知的相談員数	6	6	6	5	6	
	相談件数他				300	177	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	653	相談員活動費	653	相談員活動費	678
	一般需要	相談員研修会用消耗	26	相談員研修会用消耗	26	相談員研修会用消耗	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	身障相談件数	646	395	500	—	—
	知的相談件数	300	177	250	—	—
	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	福祉事業事務費（相談支援非常勤職員）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	増田美千穂	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	福祉事業事務費（相談支援非常勤職員）18-80-25-01						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠	荒川区非常勤職員規則			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区障害者福祉課非常勤職員設置要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 (非計画)		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり[10]					
	施策	障害者の地域社会での自立支援[10-3]					
目的	荒川区の障害者福祉の向上を図るため、非常勤職員として障害福祉専門推進員及び精神保健福祉相談員を配置する。						
対象者等	障害福祉専門推進員（乙種） 1名 精神保健福祉相談員 1名						
内容	障害者福祉課長の指揮監督の下に、障害者福祉課において次の業務を行う。 1 障害福祉専門推進員（甲種および乙種） （1）障害者支援費制度に関する事務 （2）障害者福祉の所管事業に関する事務 （3）その他任命権者が必要と認めるもの 2 精神保健福祉相談員 （1）精神保健福祉事業に関する事務 （2）障害者福祉の所管事業に関する事務 （3）その他任命権者が必要と認めるもの						
経過	平成 9 年 4 月 事業開始 平成 17 年 4 月 精神保健福祉相談員配置						
必要性	職務遂行に適する豊富な知識・経験を有している非常勤を配置することで、より質の高いサービスを提供することができる						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額				5,407	2,709	5,470	5,562
	①決算額（18年度は見込み）				5,407	2,709	5,470	5,562
	②人件費						0	
	【事務分担量】（％）						0	
	合計（①＋②）	0	0	0	5,407	2,709	5,470	5,562
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	5,407	2,709	5,470	5,562	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	障害福祉専門推進員		1	1	2	1	1	1
	精神保健福祉相談員						1	1

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	01報酬	障害者福祉専門推進	2,432	障害福祉専門推進員	2,605	障害福祉専門推進員	2,669
				精神保健福祉相談員	2,332	精神保健福祉相談員	2,332
	04共済費	社会保険料	277	社会保険料	534	社会保険料	562

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	—	—	—	—	—	—	—
②	—	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	・精神保健福祉相談員について、専門職でありながら報酬単価が低いため、適性の高い人材の確保および継続雇用が困難である。
他区の状況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	報酬単価の引き上げ	適性の高い人材の確保 継続雇用
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	人材確保のため、充実を図る。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木仁
		担当者名	中嶋幸洋	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	障害程度区分認定事務費（18-80-37-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 19年度 ● 18年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法第4条・第15条・第20条・第21条・第24条 荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 <u>非計画</u>	
行政評価事業体系	分野	健康福祉子育て分野			
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり			
	施策	障害者の地域社会での自立支援			
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査及び審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の、支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者				
内容	【事務局運営】 ①人件費：障害認定係非常勤職員報酬、職員手当、旅費 ②消耗品：審査会資料等消耗品、その他郵送料 【審査会運営】 ①人件費：審査会委員報酬、費用弁償 ②研修：研修時謝礼 【手数料】 主治医意見書作成手数料 【開催回数】 平成18年6～9月：3合議体…月6回開催 平成18年10月～：月2回開催 平成18年度開催回数 … 36回開催 【委員構成】 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員2名 福祉施設職員2名、当事者1名、保健師1名				
経過	平成18年 4月 法施行 平成18年 5月 認定調査開始 平成18年 6月 審査会開始				
必要性	障害者自立支援法に審査会設置及び認定調査について規定されている事業である。				
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 (常勤) (非常勤) (臨時職員))				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額							30,432
①決算額（18年度は見込み）							30,432
②人件費							
【事務分担量】（％）							
合計（①＋②）	0	0	0	0	0	0	30,432
国（特定財源）							10,670
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	19,762
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬					認定審査会委員報酬	17,142
	時間外勤務手当					認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	1,354
	共済費					社会保険料（非常勤）	1,564
	一般賃金					認定事務一般賃金	4,704
	報償費					認定審査会委員新任研修	100
	特別旅費					調査非常勤旅費	75
	一般需用費					消耗品費	394
	役務費					主治医意見書作成手数料	5,099

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①	障害程度区分認定件数	—	—	450	—	延べ件数
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	①認定調査員の調査内容の平準化が必要である。 ②審査会の、判定部会ごとの審査内容の平準化が必要である。 ③支給決定案が支給基準と乖離した場合、審査会に意見を求めることとなるが、乖離をいかに少なくするか の検討が必要である（全身性疾患等が想定される）
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	認定調査員の調査内容の平準化会議を行う	平準化が達成される。
②	審査会の、判定部会ごとの審査内容の平準化会議を行う	平準化が達成される
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	障害者自立支援法必須事業である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	聴覚障害者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁
		担当者名	小幡 順一	内線	2682
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	聴覚障害者相談事業費 （18-80-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成	54 年度	根拠 法令等	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 （非計画）
行政評価 事業体系	分野	健康・福祉・子育て			
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり			
	施策	障害者の地域社会での自立支援			
目的	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障害者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者 等	聴覚障害者 【相談件数実績】平成17年度34件				
内容	【相談日】 毎月第2、第4木曜日の午後1時～午後4時 平成18年6月より火曜日 【手話通訳者】 1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）				
経過	昭和56年 4月 相談日増 月1回→月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円） 平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載） 平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日				
必要性	手話は聴覚障害者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施 方法	（ <u>直営</u> ） 一部委託 全部委託 （直営の場合 常勤 <u>非常勤</u> 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額		138	108	108	108	108	108	108
①決算額（18年度は見込み）		138	108	108	108	99	108	108
②人件費							324	
【事務分担量】（％）							11	
合計（①+②）		138	108	108	108	99	432	108
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		138	108	108	108	99	432	108
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	相談件数	39件	53件	21件	56件	29件	34件	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	手話通訳者謝礼	99	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	相談件数	29件	34件	—	48件	1日あたり2件相談目標
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	なし
他区の状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	なし	
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	現状の規模で実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	障害者雇用促進事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	鈴木 仁	
			担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	障害者雇用促進事業(18-80-75-01)						
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠法令等	荒川区障害者雇用優良事業感謝要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画 (非計画)		
行政評価事業体系	分野	健康・福祉・子育て分野					
	政策	障害者が安心して暮らせる地域社会づくり〔10-01〕					
	施策	障害者の地域社会での自立支援〔10-03〕					
目的	障害者の雇用に深い理解と顕著な実績を有する事業所および障害者の作業所の安定的運営に理解ある事業所に感謝状を贈呈することにより、その実績を広く周知し、もって区内事業所における障害者就労の一層の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	①区内の事業所で障害者を積極的に雇用し、法定雇用率に達しており、基準日現在、障害者を2人以上雇用し、かつ1年以上継続していること。 ②事業所で区内の障害者の作業所に安定的に仕事を発注し、基準日現在、その期間が3年以上継続していること。						
内容	区内事業所のうち、足立職業安定所、区立心身障害者福祉センター、墨田・王子養護学校、区内の障害者作業所等より障害者の就労に理解と顕著な実績のある事業所の推薦を受け、区職員が、調査を行う。調査の結果を選考委員会に報告し、感謝状贈呈事業所(障害者を雇用している事業所)を選考する。 16年度実績 実施日 平成16年12月16日 記念品 陶時計(7,000円) 贈呈事業所 ①(株)協和リネンサプライ ②佐藤商店 ③社会福祉法人 上智社会事業団 17年度実績 実施日 平成17年11月 1日 記念品 陶時計(7,000円) 贈呈事業所 ①東京七福交通(株) ②(株)市江運輸 ③(株)ワンナップ						
経過	平成 5年 4月 事業開始(区内の事業所で障害者を雇用している事業所) 平成12年 4月 対象事業所拡大(障害者作業所等に継続的に仕事を発注している事業所も対象とする。) 平成15年10月 対象事業所拡大(作業所等への仕事発注先事業所の区内要件を撤廃)、要綱改正 平成15年11月 産業振興観光課主催の産業功労者表彰と一緒に開催する。(サンパール荒川)						
必要性	区内企業における障害者雇用の促進等を図る上で必要である。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	44	32	34	56	53	38	38
①決算額（18年度は見込み）	40	29	24	24	43	38	
②人件費						86	
【事務分担量】（％）						1	
合計（①+②）	40	29	24	24	43	124	0
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	40	29	24	24	43	124	0
実績の推移	事項名						
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	4	3	3	2	3	3	3

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	11一般需	記念品	33	記念品	27	記念品	27
	12役務費	感謝状筆耕	10	感謝状筆耕	9	感謝状筆耕	11

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①	対象事業者数	7	7	7	7	—
②	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—

問題点・課題	受賞を辞退する事業者も多く、事業者の選定が困難であり、他の事業において補助等の制度を設け、廃止を検討する。
他区の状況	（実施 4 区 未実施 18 区） 江東区・足立区・葛飾区・江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
D	廃止を含め、検討を要する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--